

狛江市のコミュニティ・スクール ～学校と地域の連携・協働の仕組づくり～



令和4年2月狛江市教育委員会

教育長あいさつ

狛江市では、狛江市教育目標「確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育」の達成に向けて、地域の方々と目標やビジョンを共有し、学校が中核となり地域と協働し、小中学校9年間を通して、子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換します。

子どもたちの健やかな成長と可能性を伸ばすために、学校と地域が連携・協働しやすい仕組みとして、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を導入します。

教育は、地道で息の長い取り組みですが、学校では近未来を見据えて子どもたちにとって最善の教育を追求し、「令和の日本型学校教育」を構築してまいります。学校が家庭及び地域と協力し、魅力的で質の高い教育を推進することで、子どもとともに大人にとりましても、学び合う場となることを期待しております。

狛江の特性を活かした学校づくりの実現に向けて、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 柏原 聖子

狛江市教育目標

- (1) 互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
- (2) 確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
- (3) 全ての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

狛江市教育大綱・第3期狛江市教育振興基本計画 基本方針

(1) 生きる力をはぐくむ質の高い学校教育の推進

(2) 家庭・地域との協働による学校教育の推進

(3) 教育環境の整備

(4) 生涯を通じた学びの充実

(5) 歴史への理解と継承



狛江市教育大綱・第3期狛江市教育振興基本計画 基本方針 (2)家庭・地域との協働による学校教育の推進

施策展開の方向性 2-1-3

地域の特性を生かした協働のあり方を検討し、地域との連携・協働を推進します。

学校運営協議会制度
(コミュニティ・スクール)

地域学校協働本部事業

学校と地域の連携・協働の姿

学校を核とした地域づくりの推進

■開かれた学校から一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」に転換

子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

■地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく
「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築

地域とともにある学校への変換

■学校を核とした協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進

コミュニティ・スクールとは①

コミュニティ・スクールは、学校をとりまく地域や家庭すべての方々に関わっていただく仕組みで、学校が中核となり、地域や保護者の方々との連携・協働を組織的・継続的進め、学校運営への地域住民等の参画を促進し、特色ある学校づくりを進めるものです。

コミュニティ・スクールとは②

- 平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律により制度化（学校運営協議会制度）
- その後、平成29年の法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化に
- 全国公立学校の約30%が設置済（令和3年5月現在）

東京都のコミュニティ・スクール

- 東京都では、千代田区，新宿区，世田谷区，杉並区
八王子市，三鷹市，武蔵村山市，利島村など，
半数以上の区市町村がコミュニティ・スクールを導入しています。



学校運営協議会とは

- 法 (※) の規定に基づき、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体

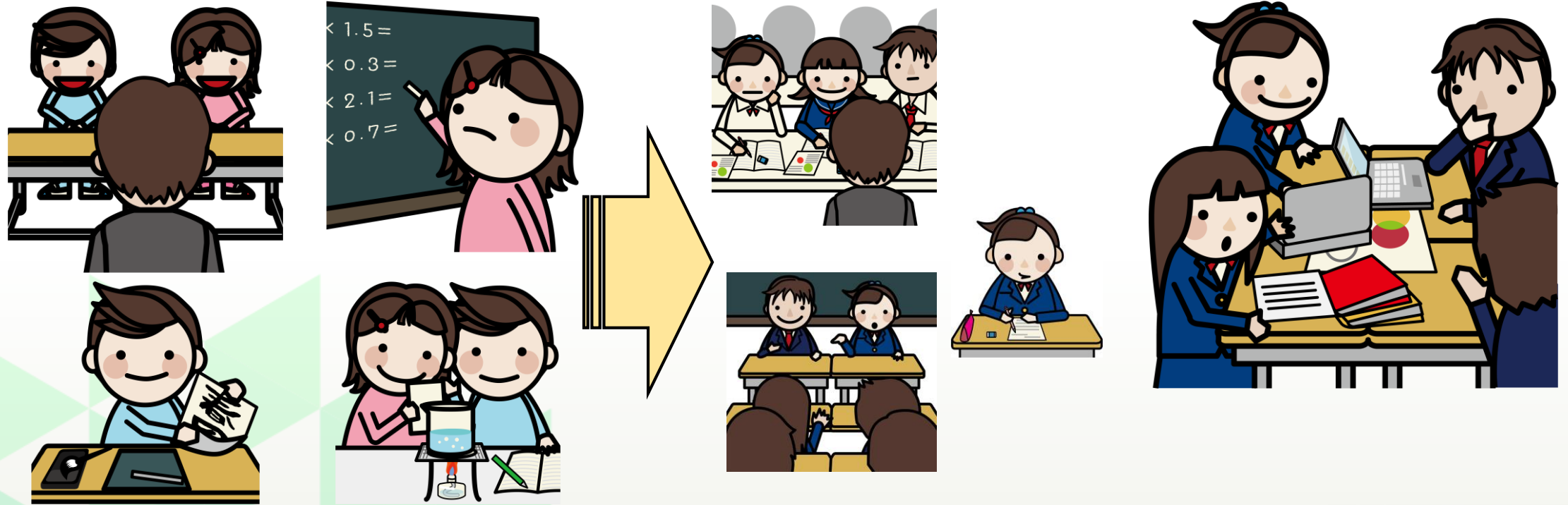
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条の5

- 狛江市では、**中学校区**を中心とした『ゾーンごと』の設置

小中学校9年間をつなげる教育など、
学校間の教育の円滑な接続に資するため

地域とともにある学校・・・

小中学校の教育課程や教育活動につながりをもたせる



義務教育を修了したときの姿を学校，保護者，地域で共有し，地域ぐるみで育てることを目指していく



各ゾーンと所属校

一中ゾーン

狛江第一中学校
狛江第一小学校
緑野小学校

二中ゾーン

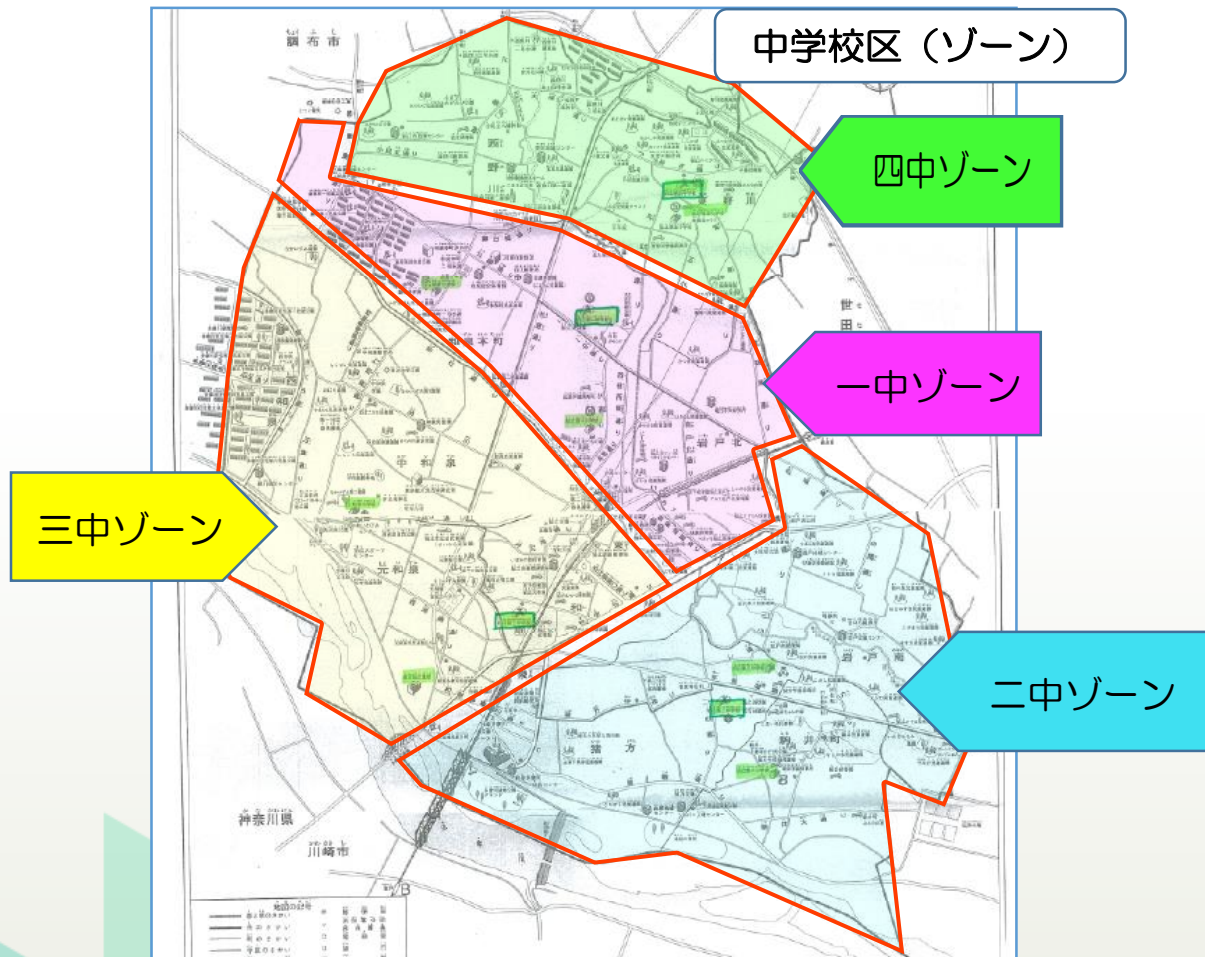
狛江第二中学校
狛江第三小学校
狛江第六小学校

三中ゾーン

狛江第三中学校
和泉小学校

四中ゾーン

狛江第四中学校
狛江第五小学校
(緑野小学校)



学校運営協議会の構成

- 狛江市では、各ゾーン18名以内の委員で構成



- ◇ 地域住民
- ◇ 保護者
- ◇ 地域コーディネーター
- ◇ 校長
- ◇ その他学校運営に資する活動を行う者 など

「学校運営協議会」の主な機能

- 校長が説明する各学校の学校運営の基本方針を承認する。
- 保護者や地域住民等の意向が学校運営に反映するように意見を述べる。
- 特色，課題，目標など，熟議する。
- 具体的な取組みの企画・立案を行い，学校と地域住民等との連携・協力を促進する。
- 学校を応援し，地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進める。

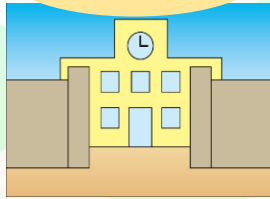
狛江のコミュニティ・スクール

学校運営協議会

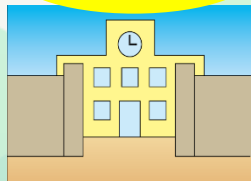


ゾーンの2~3校で1つの協議会を設置

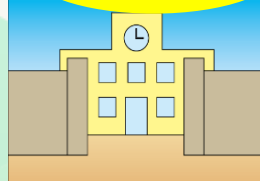
〇〇中学校



〇〇小学校



〇〇小学校



コミュニティゾーン での一体的推進

地域学校協働（活動）本部 センター方式

- ・ 出前授業
（稲作、陶芸、古典芸能など）
- ・ しごと場訪問
- ・ 教材提供



（イメージ画像）

御視聴ありがとうございました。



狛江市コミュニティ・スクール
イメージキャラクター コミュにゃん

狛江市教育委員会